公立大学法人下関市立大学一般事業主行動計画

平成 23 年 4 月 1 日 制定 平成 27 年 3 月 31 日改正

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本法人において、全ての教職員がその能力を十分発揮できるよう、働きやすい環境の整備を行うとともに、仕事と家庭の両立支援体制の充実を目指し、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間等

(1) 計画期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間とする。

(2) 計画の見直し

計画期間中において、進捗状況・結果を踏まえて随時内容を追加・変更できるものとする。

2 計画内容

目標1 妊娠、出産、育児に関する学内制度の周知を徹底する。

〈対策〉

- (1) 妊娠、出産、育児に関する学内諸制度の積極的な活用を促すために本学ホームページの教職員向けのページに掲載し、周知の徹底を図る。
- (2) 周知方法、有効な情報提供のあり方等を検討し、改善を図る。

目標2 時間外労働時間の縮減を図る。

〈対策〉

- (1) 業務の簡素化、効率化を進め、時間外労働の縮減を図る。
- (2) 長時間労働による弊害を認識させる等、時間外労働に対する職員の意識改革を進めるとともに時間外勤務の管理について管理職の啓発に努める。
- (3) 事務職員を対象に「ノー残業デー」の設定を検討し、実施する。

目標3 年次有給休暇の取得を推進する。

〈対策〉

- (1) 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- (2) 管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の職員、特に取得日数が少ない職員に対し、休暇取得を促す。
- (3) グループ毎に3ヵ月単位の休暇取得計画表の作成を奨励する。
- (4) 年次有給休暇の年間取得状況を調査し、取得率向上のための方策を検討する。